

# くらしの情報

2019.11  
No.116

●編集・発行 **さいたま市消費生活総合センター**

〒330-0853 さいたま市大宮区錦町682-2 JACK大宮6階 TEL.048-643-2239 FAX.048-643-2247

令和元年10月から消費税率が10%に引き上げられ、日本初の軽減税率制度も同時にスタートしました。軽減税率制度について改めて整理するとともに、消費税増税に便乗した悪質商法の被害を避けるため、以下の情報を参考にしてください。



## Q.軽減税率って何？

**A.**消費税増税による負担の所得間不均衡を緩和するために、「日々の生活において幅広い消費者が消費・利活用するものに係る消費税負担を軽減する」という考え方にに基づき、特定品目の消費税率を8%にする制度です(8%対象品目は右記参照)。



## Q.どこに聞けばいいの？

**A.**消費税の軽減税率、広告・宣伝、総額表示及び便乗値上げに関するお問合せについては右記相談センターまで。



## Q.消費税増税に便乗した悪質商法があるの？

**A.**あります。銀行の業界団体を名乗る男から、「消費税増税の関係で、高齢者に社会保険料の一部が戻るので、キャッシュカードと通帳の番号を教えてください。お宅は4万円戻る」という電話がある、等です。



## Q.どこに相談すればいいの？

**A.**消費税増税に関して不審な電話等を受けた場合は右記消費生活センターまで。

## 軽減税率(8%)対象品目

### ●飲食料品(買い物、テイクアウト、出前・宅配等)

- 例外
- ・酒類・ケータリング・医薬品・医薬部外品
  - ・外食(テーブル・椅子等の飲食に使える設備がある場所で食事を提供するもの)

### ●新聞(定期購読で週2回以上発行)

- 例外
- ・駅の売店やコンビニでの販売分

## 消費税価格転嫁等総合相談センター

フリーダイヤル:0120-200-040  
(IP電話を含む固定電話から)

ナビダイヤル:0570-200-123  
(通話料金がかかります)

午前9時～午後5時受付(土日祝、年末年始 除く)

## 対応のポイント

- ・金融機関や行政等から、消費税増税を理由に消費者個人に電話をかけてくることはありません。「お金が戻ってくる」等と言われても信用してはいけません。
- ・着信番号通知や留守番電話機能等を活用し、知っている人以外からの電話には直接出ないということもトラブルを避ける一つの方法です。

## 消費生活総合センター

TEL:048-645-3421  
FAX:048-643-2247

裏面の浦和・岩槻各消費生活センターが  
お近くの場合はそちらまで。

不安に感じた時や困った時には、消費生活センターに相談しましょう。

●消費生活トピックス●

こんなトラブルに気をつけて!

【トラブル例】

近所の空き店舗に3か月限定で健康食品を扱う店ができ、投函された安売りセールチラシを見て店に行くと、タダ同然の商品で購買意欲を煽られ、盛り上がった会場の雰囲気冷静さを失い数十万円する高額な布団を買ってしまった。

【アドバイス】

安売りのチラシ等があっても会場が仮設の臨時店舗の場合は行かない等注意が必要です。買ってしまった場合クーリング・オフが可能な場合もあるので、消費生活センターにご相談ください。



多重債務者無料相談会

- 概要 消費者金融等からの借り入れによる多重債務でお困りの方のための、弁護士、司法書士による無料面接相談会です。ひとりでも悩まず、まずは相談してください。
- 実施日 令和元年11月14日(木)
- 時間 10:00~16:00
- 会場 さいたま市消費生活総合センター
- 予約 令和元年11月1日(金)~同月13日(水)(土日祝を除く)の10:00~16:00に予約専用電話番号(048-839-3222)までお申込みください。
- 主催 埼玉県多重債務対策協議会

さいたま市消費生活総合センターで  
テレビCM作りました!



さいたま市消費生活総合センター マスコット  
チョットマッタマン

令和元年11月中、  
J:comチャンネル  
さいたま  
にて放送予定!

さいたま市消費生活総合センターを消費者トラブルの相談窓口として知ってもらうため、令和4年4月1日施行の成年年齢引き下げに向けて若者、特に学生への消費者被害防止を広く訴えかけるため、マスコット「チョットマッタマン」が大活躍する、6秒、15秒のテレビCM(消費者被害防止啓発動画)を作りました。

本市Twitter、Facebook、YouTube等へのインターネット配信をはじめ、色々なところで流しますので、皆様もぜひ啓発動画の拡散にご協力ください。

ホームページで公開中!  
下記QRコードからチェック



6秒バージョン

15秒バージョン



- ・ワンクリック請求
- ・キャッチセールス
- ・マルチ商法

2022年4月 成年年齢が18歳に引き下げ

消費生活相談窓口

ビックカメラ  
ソニックシティ  
鐘塚公園  
消費生活総合センター JACK大宮6階

大宮そごう  
アルシエ  
ダイエー丸井

至浦和  
西口  
大宮駅  
大宮南口

消費生活総合センター  
☎ 048-645-3421(相談窓口)  
☎ 048-643-2247  
相談受付 月曜~土曜日  
相談時間 午前9時~午後5時  
※受付は午後4時30分まで

高砂町線  
浦和消費生活センター コムナーレ9階

市民広場  
東口  
浦和駅  
至大宮  
至川口

浦和消費生活センター  
☎ 048-871-0164(相談窓口)  
☎ 048-883-4893  
相談受付 月曜~土曜日  
相談時間 午前9時~午後5時  
※受付は午後4時30分まで

岩槻消費生活センター 岩槻区役所3階

至春日部  
東武野田線  
岩槻駅  
至大宮

岩槻消費生活センター  
☎ 048-749-6191(相談窓口)  
☎ 048-749-6193  
相談受付 月曜~金曜日  
相談時間 午前9時~12時 午後1時~5時  
※受付は午後4時30分まで

日曜日の電話相談 午前9時~午後4時 ☎048-645-3421 ☎048-643-2247

※祝休日、年末年始 除く

(お問い合わせ)さいたま市消費生活総合センター TEL 048-643-2239 FAX 048-643-2247

ホームページ

さいたま市消費生活総合センター

検索



このくらしの情報は、2,000部作成し、1部当たりの印刷経費は32円です。